

いちかわ未来創造会議設置規約

(名称)

第1条 本会議は、いちかわ未来創造会議（以下「会議」という。）という。

(目的)

第2条 会議は、産学官の連携を通じ、先進的技術や斬新な発想に基づく既存技術の組み合わせ等を活用することで、社会課題を解決し、便利で暮らしやすいまちの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 先進的技術等の発掘及び育成に関すること。
- (2) 社会課題の解決に向けた実証実験の推進に関すること。
- (3) 産学官の連携の推進に関すること。
- (4) 技術革新を生み出す次世代の人材育成に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 会議は、次の各号の会員で構成する。

- (1) 代表会員 会議の目的及び事業に賛同して入会した個人であって、会議の運営を主体的に実施する個人
- (2) 協力会員 会議の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であって、産学官の連携を推進する個人又は団体

(任期)

第5条 会員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(入会)

第6条 協力会員として、会議に入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）を第8条第1項第1号に定める会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会

長に届け出なければならない。

2 本規約を遵守しないとき又は会議の名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会議は、当該会員を退会させることができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(役員)

第8条 会議に、次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 監事1名

2 会長は、代表会員の互選によって定める。

3 監事は、会長の指名により定める。

4 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 会長は、会議を代表し、事業を統括する。

2 会長不在時においては、会長が指名する者が業務を代行する。

3 監事は、会議の会計を監査する。

4 監事不在時においては、会長が指名する者が業務を代行する。

(代表会議の開催等)

第10条 代表会議は、会長が招集し、会議を効率的に行うために会長が必要と認めたときは、テレビ会議システム、電子メール又は書面等による開催とすることができる。

2 代表会議は、委任状によるものを含めて代表会員の過半数の出席で成立する。

3 代表会議は、事業及び運営の基本的事項について審議し、出席した代表会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 代表会議は、必要に応じて会員等以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第11条 会議の事務を処理するため、市川市企画部企画課に事務局を置く。

(事業年度)

第12条 会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

(経費)

第13条 会議は、負担金、協賛金をもって運営するものとする。ただし、代表会議の決定に基づき、必要に応じて会員等から会費を徴収することができる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年10月14日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

いちかわ未来創造会議
会 長

いちかわ未来創造会議 入会申込書

「いちかわ未来創造会議」へ入会申込みをします。

団体名等	
氏名	
団体等の所在地 又は個人の住所	
電話番号	
メールアドレス	
協力できる内容	
入会理由	